

令和 5 年度

勝山市 財政健全化審査意見書

ならびに

勝山市 経営健全化審査意見書

勝山市 監査委員

勝 監 発 第 6 8 号
令和 6 年 8 月 1 9 日

勝山市長 水上 実喜夫 様

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 丸 山 忠 男

令和 5 年度勝山市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度健全化判断比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

勝 監 発 第 6 9 号
令和 6 年 8 月 1 9 日

勝山市長 水上 実喜夫 様

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 丸 山 忠 男

令和 5 年度勝山市公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度公営企業会計決算における資金不足比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 令和5年度勝山市財政健全化審査意見書 | 1 |
| | 〃 審査資料 | 3 |
| 2 | 令和5年度勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書 | 9 |
| | 〃 審査資料 | 10 |
| 3 | 令和5年度勝山市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書 | 11 |
| | 〃 審査資料 | 12 |
| 4 | 令和5年度勝山市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書 | 13 |
| | 〃 審査資料 | 14 |

令和5年度 勝山市 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月4日から令和6年8月19日まで

3 審査の方法

審査に付された令和5年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(%)

| 健全化判断比率 | 令和5年度 | 早期健全化基準 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|------------|---------------|---------|---------------|---------------|
| ① 実質赤字比率 | － (△7.71) | 14.00 | － (△8.19) | － (△5.91) |
| ② 連結実質赤字比率 | － (△22.21) | 19.00 | － (△20.34) | － (△17.67) |
| ③ 実質公債費比率 | 8.9 | 25.0 | 8.8 | 8.4 |
| ④ 将来負担比率 | 32.9 | 350.0 | 43.1 | 58.0 |

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が黒字の場合、「－」で記載している。

2 参考として、() 内に黒字の比率を負(△)の値で表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質収支は、551,835千円で、実質赤字比率は、 $\Delta 7.71\%$ となっている。前年度 $\Delta 8.19\%$ と比べ0.48ポイント悪化し、黒字の割合が減少している。

早期健全化基準14.00%と比較して、これを大きく下回り、良好な状態である。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質収支は $\Delta 1,588,205$ 千円で、連結実質赤字比率は $\Delta 22.21\%$ となっている。前年度 $\Delta 20.34\%$ と比べ1.87ポイント改善し、黒字の割合が増加している。

早期健全化基準19.00%と比較してこれを大きく下回り、良好な状態である。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率の3カ年平均は8.9%となり、昨年度より0.1ポイント悪化した。令和5年度の単年度実質公債費比率は、8.92628%と前年度10.03568%と比べ1.1094ポイント改善している。

早期健全化基準25.0%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は32.9%となっている。前年度43.1%と比べ10.2ポイント改善している。

早期健全化基準350.0%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に改善すべき事項はない。

(4) 意見・要望

昨年に引き続き、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っており良好な状態を維持している。その比率については、前年比実質赤字比率、実質公債費比率は悪化、連結実質赤字比率、将来負担率は改善している。今後も健全な財政運営に努力されたい。

令和5年度の決算においては、大口法人の好調な業績を背景に前年度に大きく増収となった法人市民税が平年並みの決算となった影響から市税が大きく減額（前年度比1億42百万円減の27億台）となっている。人口減少に歯止めがかからない中、引き続き経常経費の抑制に努めつつ、自主財源の確保に努める必要があると思われる。

今後事業を実施していく中で、一般財源の大幅な増収が見込めない状況であることから、引き続き事業の効率化と厳選を図り、計画性のある市債発行管理や更なる行財政改革の推進等により一層の財政健全化に努められたい。

審査資料

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（育英資金特別会計、市有林造成事業特別会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

(単位：千円、%)

| 区 分 | 令和 5 年度 | 令和 4 年度 | 令和 3 年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| ①一般会計等実質赤字額 | △551,835 | △581,447 | △436,302 |
| ②標準財政規模 | 7,149,337 | 7,095,195 | 7,370,752 |
| 標準税収入額等 | 3,533,904 | 3,281,117 | 3,168,556 |
| 普通交付税 | 3,573,085 | 3,716,178 | 3,830,869 |
| 臨時財政対策債発行可能額 | 42,348 | 97,900 | 371,327 |
| ③実質赤字比率 | — | — | — |
| | (△7.71) | (△8.19) | (△5.91) |
| 早期健全化基準 | 14.00 | 14.02 | 13.93 |
| 財政再生基準 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |

実質赤字比率及び勝山市の早期健全化比率は以下により算定される。

※実質赤字比率算定式

$$\text{③ 実質赤字比率} = \frac{\text{① 一般会計等実質赤字額 } \triangle 551,835 \text{ 千円}}{\text{② 標準財政規模 } 7,149,337 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 7.71$$

※勝山市実質赤字比率早期健全化基準算式

◎標準財政規模 50 億円以上 200 億円未満の団体

$$[\{(\text{標準財政規模} + 100 \text{ 億円}) / (30 \times \text{標準財政規模}) \} \times 100 + 20] / 2$$

$$[\{(7,149,337 \text{ 千円} + 100 \text{ 億円}) / (30 \times 7,149,337 \text{ 千円}) \} \times 100 + 20] / 2 = 14.00$$

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等（普通会計）、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の会計及び公営企業会計を合算した実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

(単位：千円、%)

| 会計名 | | 実質収支額及び資金不足・剰余額 | | | |
|-------------------------|--------------------|-----------------|---------------|---------------|----------|
| | | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | |
| ① | 一般会計等（育英資金・市有林含む） | △551,835 | △581,447 | △436,302 | |
| ② | 特別会計のうち公営企業以外の特別会計 | 国民健康保険特別会計 | △2,266 | △811 | △8,350 |
| | | 介護保険特別会計 | △32,045 | △46,260 | △27,296 |
| | | 後期高齢者医療特別会計 | △53 | △266 | △655 |
| ③ | 公営企業 | 水道事業会計 | △811,589 | △815,081 | △829,983 |
| ④ | 公営企業法非適用 | 下水道事業特別会計 | △182,158 | 0 | 0 |
| | | 農業集落排水事業特別会計 | △8,259 | 0 | 0 |
| 連結実質収支額等 (①+②+③+④) ⑤ | | △1,588,205 | △1,443,865 | △1,302,586 | |
| 標準財政規模 ⑥ | | 7,149,337 | 7,095,195 | 7,370,752 | |
| 連結実質赤字比率 ⑤/⑥×100 | | — (△22.21) | — (△20.34) | — (△17.67) | |
| 早期健全化基準 | | 19.00 | 19.02 | 18.93 | |
| 財政再生基準 | | 30.00 | 30.00 | 30.00 | |

※連結実質赤字比率算式

$$\text{連結赤字実質比率} = \frac{\text{連結実質赤字額⑤ } \triangle 1,588,205 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模⑥ } 7,149,337 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 22.21$$

※勝山市早期健全化基準は、実質赤字比率の基準額に5%加算した数値となる。△は黒字を表す。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、直近3年間の平均値で算出される。

(単位：千円、%)

| 区 分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| ① 地方債の元利償還金(公債費充当一般財源等) | 1,198,670 | 1,202,336 | 1,184,368 |
| ② 準元利償還金 | 388,588 | 459,878 | 400,332 |
| 満期一括償還地方債の1年当たり元金償還金 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業に係る地方債償還金 | 388,573 | 459,878 | 400,332 |
| 一部事務組合に係る地方債償還金 | 15 | 0 | 0 |
| ③ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除) | 901,369 | 919,577 | 962,335 |
| ④ 特定財源(控除) | 128,178 | 122,873 | 123,360 |
| ⑤ 標準財政規模 | 7,149,337 | 7,095,195 | 7,370,752 |
| ⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除) | 901,369 | 919,577 | 962,335 |
| 実質公債費比率(単年度) | 8.92628 | 10.03568 | 7.78671 |
| 実質公債費比率(3カ年平均) | 8.9 | 8.8 | 8.4 |
| 早期健全化基準 | 25.0 | 25.0 | 25.0 |
| 財政再生基準 | 35.0 | 35.0 | 35.0 |

※連結実質公債費比率(R5単年度)算式

$$\frac{\begin{array}{l} \text{地方債の元利償還金①} \\ 1,198,670 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{準元利償還金②} \\ 388,588 \text{ 千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準} \\ \text{財政需要額算入額③} \quad 901,369 \text{ 千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特定財源④} \\ 128,178 \text{ 千円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模⑤} \\ 7,149,337 \text{ 千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政} \\ \text{需要額算入額⑥} \quad 901,369 \text{ 千円} \end{array}} \times 100 = 8.92628$$

※連結実質公債費比率(3カ年平均)算式

$$\frac{8.92628 \text{ (R5)} + 10.03568 \text{ (R4)} + 7.78671 \text{ (R3)}}{3} = 8.9$$

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担する実質的な債務の標準財政規模に対する比率である。一般会計（普通会計）、公営企業会計、一部事務組合及び広域連合、土地開発公社等を対象とするものである。

(単位：千円、%)

| 区 分 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|--------------|------------|------------|------------|
| ① 将来負担額 | 18,930,879 | 19,389,468 | 19,718,119 |
| 地方債残高 | 12,124,481 | 12,179,541 | 12,552,658 |
| 公営企業債等繰入見込額 | 4,337,701 | 4,698,605 | 4,647,143 |
| 組合等負担等見込額 | 2,884 | 2,884 | 0 |
| 退職手当負担見込額 | 2,465,813 | 2,508,438 | 2,518,318 |
| 設立法人の負担額等見込額 | 0 | 0 | 0 |
| 土地開発公社 | 0 | 0 | 0 |
| 第3セクター等 | 0 | 0 | 0 |
| 連結実質赤字額 | 0 | 0 | 0 |
| 組合等連結実質赤字額 | 0 | 0 | 0 |
| ② 充当可能財源等 | 16,870,918 | 16,724,961 | 15,994,905 |
| 充当可能基金 | 4,934,405 | 4,607,771 | 3,666,501 |
| 充当可能特定歳入 | 1,206,882 | 1,273,564 | 1,359,492 |
| 基準財政需要額算入見込額 | 10,729,631 | 10,843,626 | 10,968,912 |
| ③ 標準財政規模 | 7,149,337 | 7,095,195 | 7,370,752 |
| ④ 算入公債費等の額 | 901,369 | 919,577 | 962,335 |
| 将来負担比率 | 32.9 | 43.1 | 58.0 |
| 早期健全化基準 | 350.0 | 350.0 | 350.0 |

| | | | | |
|-----------|----------------------|---|--|--------------|
| ※将来負担比率算式 | ①将来負担額 18,930,879 千円 | — | ②充当可能財源等 16,870,918 千円 | ×100 = 32.9% |
| | ③標準財政規模 7,149,337 千円 | — | ④算入公債費等の額 (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 901,369 千円 | |

健全化判断比率等対象会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等

| 区分・会計等 | 一般会計等 | | 公営事業会計 | | | | | | 一部事務組合・広域連合 | 地方公社・第三セクター等 | |
|-------------|--------------|---------------|------------------------------------|-------------|--------|-----------|--------------|-----------------|-------------|--------------|--|
| | 一般会計 | 一般会計等に属する特別会計 | 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業会計に係る特別会計以外の会計 | | | | 公営企業会計 | | | | |
| | | | 公営企業に係る会計 | | | | 公営企業会計 | | | | |
| | | | 法適用 | | 法非適用 | | 公営企業会計 | | | | |
| 育英資金特別会計 | 市有林造成事業特別会計 | 国民健康保険特別会計 | 介護保険特別会計 | 後期高齢者医療特別会計 | 水道事業会計 | 下水道事業特別会計 | 農業集落排水事業特別会計 | 大野・勝山地区広域行政事務組合 | | | |
| 健全化判断比率等の対象 | ← 実質赤字比率 → | | | | | | | | | | |
| | ← 連結実質赤字比率 → | | | | | | | | | | |
| | ← 実質公債費比率 → | | | | | | | | | | |
| | ← 将来負担比率 → | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | ← 資金不足比率 → | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

令和5年度 勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和5年度勝山市水道事業会計
- (2) 審査の期間 令和6年7月4日から令和6年8月19日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 比率名 | 令和5年度 | 経営健全化基準 | 備考 |
|--------|----------|-------------|----|
| 資金不足比率 | — (%) | 20.0 (%) | |

※資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

令和5年度決算において資金剰余額が811,589千円となり、資金不足は生じていない。また、資金不足比率は、△259.7%となり、経営健全化基準の20%を大きく下回り良好な状態であると認められる。

水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率（流動資産／流動負債＝879,303千円／245,778千円）は357.8%となっている。流動比率は200%以上であることが望ましいとされており、良好な状態である。

今後とも水道事業運営に際しては効率的な運営を図り、経営健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎水道事業会計資金不足比率算定概要（法適用企業）

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。資金不足は生じていないが、決められた資金不足算定方法で数値を求めると、当年度は流動資産から流動負債を差し引いた剰余額が前年度より減少しているが、事業規模も減少しているため、比率は前年度比 13.6 ポイント増となっている。

（単位：千円、％）

| 項 目 | 決 算 額 | | |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 令 和 5 年 度 | 令 和 4 年 度 | 令 和 3 年 度 |
| 資金の不足額(①－②)－(③－④) (A) | △811,589 | △815,081 | △829,984 |
| 流動負債 ① | 245,778 | 248,712 | 242,099 |
| 控除企業債等 ② | 178,064 | 170,255 | 181,157 |
| 流動資産 ③ | 879,303 | 893,538 | 890,926 |
| 控除額等 ④ | 0 | 0 | 0 |
| 事業規模(⑤－⑥) (B) | 312,475 | 331,259 | 320,357 |
| 営業収益の額 ⑤ | 312,475 | 331,259 | 320,357 |
| 受託工事収益の額 ⑥ | 0 | 0 | 0 |
| (A/B×100) | △259.7 | △246.1 | △259.1 |
| 資金不足比率 | — | — | — |
| 経営健全化基準 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |

※資金不足算定式（法適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A) } 0 (\triangle 811,589)}{\text{事業規模 (B) } 312,475} \times 100 = \underline{0 (\triangle 259.7)}$$

(A) 資金の不足額

$$(\text{①流動負債 } 245,778 - \text{②控除企業債等 } 178,064) - (\text{③流動資産 } 879,303 - \text{④控除額等 } 0) = \underline{\triangle 811,589}$$

(B) 事業規模

$$(\text{⑤営業収益の額 } 312,475) - \text{⑥受託工事収益の額 } 0 = 312,475$$

令和5年度 勝山市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和5年度勝山市下水道事業特別会計
- (2) 審査の期間 令和6年7月4日から令和6年8月19日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 比率名 | 令和5年度 | 経営健全化基準 | 備考 |
|--------|-------|----------|----|
| 資金不足比率 | — (%) | 20.0 (%) | |

※資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、一般会計からの繰入により収支の均衡が図られている。

本会計においては、令和6年度より地方公営企業法の適用を受け、公営企業会計である下水道事業会計に移行することから、事業の効率性と合理性を追求し、コスト削減に努力を怠ることなく、公共用水域の水質保全及び生活環境の向上のため、経費の有効活用により最大の効果が上がるよう、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎ 下水道事業特別会計資金不足算定概要（法非適用企業）

（単位：千円、％）

| 項 目 | 決 算 額 | | |
|----------------------------|----------|-----------|---------|
| | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 |
| 資金の不足額 (①+②) - (③-④+⑤) (A) | △182,158 | 0 | 0 |
| 歳出額 ① | 745,133 | 1,068,728 | 867,142 |
| 算入地方債現在高 ② | 0 | 0 | 0 |
| 歳入額 ③ | 944,616 | 1,087,940 | 867,235 |
| 翌年度に繰越すべき財源繰越明許費等 ④ | 178,948 | 113,047 | 233,850 |
| 未収入特定財源 ⑤ | 161,623 | 93,835 | 233,757 |
| 事業規模 (⑥ - ⑦) (B) | 381,856 | 357,025 | 362,662 |
| 営業収益相当額 ⑥ | 381,856 | 357,025 | 362,662 |
| 受託工事収益相当額⑦ | 0 | 0 | 0 |
| (A/B×100) | — | — | — |
| 資金不足比率 | — | — | — |
| 経営健全化基準 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |

※資金不足算定式（法非適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 } 0 \text{ (}\triangle 182,158\text{)}}{\text{事業規模 } 381,856} \times 100 = \underline{0 \text{ (-)}}$$

(A) 資金の不足額

$$(\text{歳出額①} 745,133 + \text{算入地方債現在高②} 0) - (\text{歳入額③} 944,616 - \text{繰越明許費④} 178,948 + \text{未収入特定財源⑤} 161,623) = \underline{\triangle 182,158}$$

(B) 事業規模

$$(\text{営業収益相当⑥} 381,856) - \text{受託工事収益相当額⑦} 0 = \underline{381,856}$$

令和5年度 勝山市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和5年度勝山市農業集落排水事業特別会計
- (2) 審査の期間 令和6年7月4日から令和6年8月19日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 比率名 | 令和5年度 | 経営健全化基準 | 備考 |
|--------|-------|----------|----|
| 資金不足比率 | — (%) | 20.0 (%) | |

(注)資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、一般会計からの繰入により収支の均衡が図られている。

本会計においては、令和6年度より地方公営企業法の適用を受け、公営企業会計である下水道事業会計に移行することから、事業の効率性と合理性を追求し、コスト削減に努力を怠ることなく、公共用水域の水質保全及び生活環境の向上のため、経費の有効活用により最大の効果が上がるよう、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎ 農業集落排水事業特別会計資金不足算定概要（法非適用企業）

（単位：千円、％）

| 項 目 | 決 算 額 | | |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| | 令和 5 年度 | 令和 4 年度 | 令和 3 年度 |
| 資金の不足額 (①+②) - (③-④+⑤) (A) | △8,259 | 0 | 0 |
| 歳出額 ① | 181,786 | 180,709 | 176,758 |
| 算入地方債現在高 ② | 0 | 0 | 0 |
| 歳入額 ③ | 190,045 | 180,709 | 176,758 |
| 翌年度に繰越すべき財源繰越明許費等 ④ | 0 | 800 | 0 |
| 未収入特定財源 ⑤ | 0 | 800 | 0 |
| 事業規模 (⑥ - ⑦) (B) | 40,546 | 38,499 | 37,772 |
| 営業収益相当額 ⑥ | 40,546 | 38,499 | 37,772 |
| 受託工事収益相当額⑦ | 0 | 0 | 0 |
| (A/B×100) | — | — | — |
| 資金不足比率 | — | — | — |
| 経営健全化基準 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |

※資金不足算定式（法非適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 } 0 (\triangle 8,259)}{\text{事業規模 } 40,546} \times 100 = \underline{0 (-)}$$

(A) 資金の不足額

$$(\text{歳出額① } 181,786 + \text{算入地方債現在高② } 0) - (\text{歳入額③ } 190,045 - \text{繰越明許額等④ } 0 + \text{未収入特定財源⑤ } 0) = \underline{\triangle 8,259}$$

(B) 事業規模

$$(\text{営業収益相当額⑥ } 40,546) - (\text{受託工事収益相当額⑦ } 0) = \underline{40,546}$$